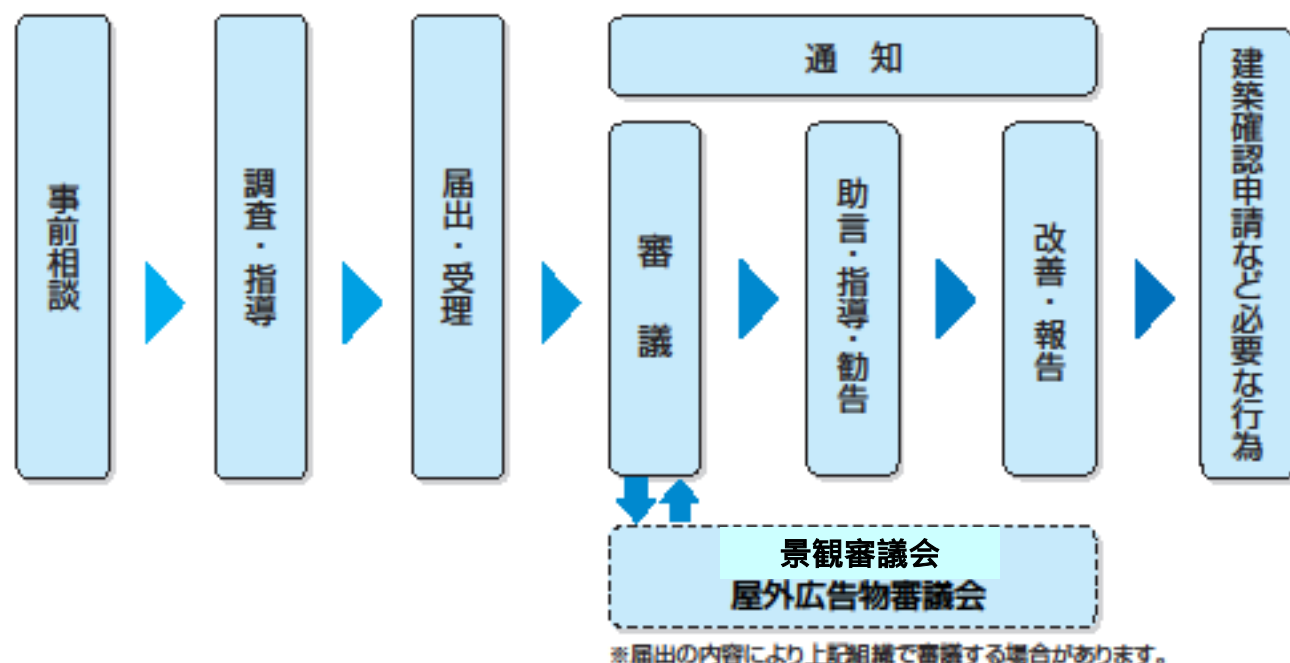


届出の流れ



行為の届出に必要な書類一覧

届出行為	必要書類	位置図	平面図	配置図	断面図	着色した立面図	色見本等	粗観計画図	現況写真
建築物等の新・増・改・移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更		○	○	○	○	○ (2面以上)	○	○	○
広告物等の設置やその内容の変更(色彩の変更を含む)		○	○ (最近図)	○		○	○		○
土地の形質の変更(宅地の造成等)		○	○		○			○	○
木竹の伐採		○	○		○				○
物件のたい積		○		○	○				○

助成制度

対象事業	補助率	限度額
セットバック部分の高木を含む緑化	70%	30万円
屋外広告物の撤去(屋外広告物審議会が賛成したもの)	90%	100万円

○沿道景観形成条例についてのご相談・お問い合わせは下記までご連絡下さい。

金沢市景観政策課
〒920-8577 金沢市広坂1-1-1

TEL:076-220-2364 FAX:076-224-5046

E-mail: keikan@city.kanazawa.lg.jp

ホームページ: <http://www4.city.kanazawa.lg.jp/29020/keikan/index.jsp>

沿道景観形成条例

魅力ある美しい沿道景観の形成 ガイドライン

～西インター大通り区域～



金沢市では、豊かな自然や歴史的な街並みが保全され、又は新しい都市空間が創出される周辺の環境と一体となった、市民が親しみ、誇ることができる美しい沿道景観の形成を図り、もって地域の魅力の向上と人々の交流の促進に資することを目的に、「金沢市における美しい沿道景観の形成に関する条例」に基づき、①沿道景観形成区域を指定し、②沿道景観形成基準を定めることとしています。

この沿道景観形成基準は、沿道に生活するみんなで作るまちづくりのルールであり、みんなで守り、育て、そして実現していくものです。

西インター大通り景観形成協議会
金沢市

西インター大通り区域における沿道景観形成基準は以下の通りです。（抜粋）

■景観形成基本方針

沿道としての調和と統一感に配慮しながら、来訪者へのもてなしを演出し、金沢の顔となる風格ある沿道景観を創出する。

区間	I 区間 (野町広小路～白菊町交差点)	II 区間 (白菊町交差点～増泉交差点)	III 区間 (増泉交差点～伏見大橋)	IV 区間 (伏見大橋～松島北交差点)
方針	● 金沢の歴史と文化を背景とした、温かみや親しみを感じさせる景観づくり		● 沿道景観の連続性や四季の移ろいを感じさせる魅力的な景観づくり	● 中心市街地の歴史性との対比を演出する近代的で風格ある景観づくり

景観形成基準

建築物・工作物

形態・意匠

● 上部の形態を整えるなど、すっきりとした沿道景観を創出する。
● 主要な交差点に面する建築物等は、沿道に変化を与える特徴ある景観づくりに配慮し、壁面の意匠等の工夫に努める。
※〈Ⅰ、Ⅱ区間〉において歴史的な街並みに隣接する沿道については、勾配屋根や伝統的意匠の採用などに努める。

高さ

● 沿道の街並みとの調和や連続性に配慮する。

壁面等の位置

● 西インター大通り沿道に面する壁面等については、道路境界線から1m以上後退するよう努める。

● 西インター大通り沿道に面する壁面等については、原則として、道路境界線から1m以上後退する。
※〈Ⅳ区間〉における商業業務施設（敷地面積が1,000㎡以上）については2m以上とする。

色彩

● 外壁の色彩については、グレーや低彩度の茶等の落ち着いた色調を基本とする。

その他

● 周辺からの見え方に配慮し、敷地境界付近でのコンクリートブロック塀等の設置は避け、積極的に生垣や植栽を設置するよう努める。

屋外広告物

(1) 屋上広告

すっきりとした沿道景観を創出するため禁止とする。

(2) 独立広告

1敷地に1基とする。（必要最小限の駐車場誘導広告等は除く）
上端高さは6m以下とし、1基で1面5㎡（両面で10㎡）以下、1敷地あたりの合計は15㎡以下とする。

(3) 自家広告以外

誘導を目的とするものに限る。（1敷地に1基まで、上端高さ4m以下）

(4) その他

蛍光塗料、赤・黄色等原色のみを面的使用、点滅照明、可変表示広告（電光表示板・大型LED等）は禁止とする。

※商業業務施設（敷地面積が1,000㎡以上）については、沿道景観に支障がない範囲内において金沢市屋外広告物条例の基準まで緩和することができる。

みどり

● 沿道景観に潤いを与え、金沢への来訪者や沿道の施設利用者へのもてなしの意を表すため、特に道路側の緑化に努める。
● 独立広告等の足もとまわりの緑化、建築物の壁面緑化や屋上緑化等を検討し、街路樹と一体となった緑化空間の創出に努める。
● 潤いある緑豊かな沿道景観を創出するため、1敷地に1本以上の中高木の植栽に努める。
● 街路樹や公園内樹木の落ち葉清掃等の維持管理活動に協力する。
● 敷地内の樹木はその保全・活用に努める。
※〈Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ区間〉においては、街路樹足もととの積極的な緑化・飾花に努める。

駐車場

● 周辺からの見え方に配慮し、道路境界付近の花木や中高木の植栽、外周の生垣緑化・路面緑化等に努める。

その他

● 土地の形質の変更を行う場合には、周辺環境との調和に配慮する。
● 物件のたい積を行う場合には、敷地内の適切な維持管理を行い、敷地周囲の緑化等による目隠し修景に努める。
● 屋外に設備機器を設置する場合は、道路から直接見えないように努める。
● 道路占用物の形態・意匠及び色彩は華美でなく洗練されたものとなるよう努める。

西インター大通り区域 沿道景観形成区域【都市計画道路線端より40mのエリア】

